

第1章 総則

第1条 活動目的

Gimmick wire（以下、「本会」）は、出店（出展）業者様との情報交換やスペースをお持ちのオーナー様・イベント、マルシェなどの主催者様との協力を通じて、お客様との繋ぎ役として三重県の活性化を目指し以下の活動を行う。

- （1） 三重県内でのキッチンカーや出展業者様、スペースをお持ちのオーナー様、イベント、マルシェ主催者様との情報交換
- （2） 会員様への運営無料相談、各種業者様のご紹介などのご支援
- （3） Gimmick Wire サイト運営を通じての会員様の広報活動
- （4） その他会員様へのサポートに必要な活動

第2条 本規約の範囲

本規約は、本会の定める会員に適用される。

第2章 会員資格

第3条 会員の種類・会員資格

会員のとする。

- （1） 会員

本会の目的に賛同し、入会申し込みを行い、承認を得た法人または満20歳以上の個人とする。

- （2）

第4条 入会方法

入会希望者は、本会の活動目的に賛同し、Gimmick Wire 運営サイトより入会申し込みを行い、本会の承認を得て、年会費の支払いの後に会員となるものとする。

第5条 入会不承認

次の各号に掲げるいずれかの事由に該当する場合、本会は入会を承認しない場合がある。

- （1） 入会申し込み時に、虚偽の記載、記入漏れや誤記など申告内容に相違があった場合
- （2） 過去に本会から会員資格を取り消されたことがある場合
- （3） 「反社会的勢力」暴力団、暴力団員、暴力団関係者暴力団関係企業、暴力団関係団体、総会屋、その他これらに準じる者である場合
- （4） その他本会が、本会員承認に不適当な事由があると判断した場合

第6条 入会金、年会費

1 会員は本条に定めるところに従い、年会費（以下「会費」という）を支払わなければならない。

2 年会費の期間は毎年1月1日から12月31日までの1年間とする。

また初年度は、入会日より月割にて計算することとする。

3 年会費の支払い方法は、本会が定める支払期日までに指定する金融機関口座に振り込むものとする。

4 会費の額は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 入会費は無料とする

(2) 年会費

月会費¥500-、年間¥6,000-（消費税別）を前払いで支払うものとする。

5 会員が納入した会費については、その理由を問わず、これを返還しないものとする。

第7条 変更の届出

1 氏名、住所、又は連絡先等の届出事項に変更が生じた場合には、会員は本会へ速やかに所定の変更手続きを行うものとする。

2 本会は、会員が前項の変更手続きを行わなかったことで生じた全てについての責任を負わないものとする。

第8条 退会

会員は、退会を希望する時、本会に書面（電子可）で提出することによりいつでも退会することができる。

第9条 除名

1 会員が、次のいずれかに該当するときは、当該会員を除名することができる。

(1) 法律または法に基づく命令若しくはこれらに基づく処分又はこの会則、その他の規則に違反したとき

(2) 本会の名誉を傷つけたり、本会の目的以外の行為又は目的に反する行為をしたとき

(3) その他除名すべき正当な事由があると認められるとき

2 前項により会員を除名したときは、当該会員に対して除名した旨を通知する。

第10条 会員資格の喪失

会員は次の各号のいずれかに該当する場合にはその資格を喪失する。

(1) 正当な理由なく、年会費を期日までに支払わなかったとき

(2) 本会運営上に問題が生じると判断したとき

第3章 会員特典と義務

第10条 会員特典

会員は、以下に掲げる特典が有する。

- 1 会員は、Gimmick wire が運営するサイトに自動でインスタグラムの更新情報が掲載される。
- 2 三重県内でスペースをお持ちのオーナー様、イベント、マルシェ主催者様との情報交換
ただし販売場所や出店（出展）や売上の保証をするものではない。
- 3 運営無料相談、各種業者様のご紹介などのご支援

第11条 会員の義務

- 1 会員は、本規約、本会の目的ならびに出店（出展）スペースやイベント、マルシェなどが定める出展規約やルールを遵守する。
- 2 会員は、本会からのアンケート、出展（出展）情報イベント、マルシェ告知等依頼事項について、可能な範囲で積極的に対応する。

第12条 会員資格の喪失にともなう特典及び義務

資格を喪失したときは、本会に対する会員としての権利を失うのと同時に、義務を免れる。

第13条 会員情報の取り扱い

会員は、本協会に対して提供した会員個人情報を、以下に掲げる利用目的の範囲内で利用することに同意するものとする。

- (1) 会員が提供する各種情報や本会の活動を会員に通知するとき
- (2) 会員情報を、会員承諾のもと本会サイトやイベント、マルシェ主催者等に掲載、通知する必要があるとき
- (3) 本会の運営上、スペースオーナー様や他の会員に知らせる必要があるとき
- (4) 本会が会員サービスに関わる業務その他を第三者に委託するときに、会員情報を取り扱わせる場合
- (5) 本会が会員特典に関わる業務や Gimmick wire 運営サイトその他を第三者に委託するときに、会員情報を取り扱わせる場合や必要があるとき
- (6) 個人情報に関する法令を厳守及びその他に記載されるやむを得ない場合の情報開示など

第4章 本会員規約の追加・変更

第14条 規約の追加・変更

本会運営上、必要と判断される場合は、本会のホームページへの掲載により会員に事前通知のう

え本規約を変更することができるものとする。変更後の規約は附則記載日から有効とする。

第5章 その他

第15条 免責および損害賠償

1 会員は、本会の活動に関連して取得したアカウント、資料、情報等について、自らの判断、責任によりその利用を決定するものとし、これらの内容に起因して会員または第三者が被害をおった場合であっても、本会は一切責任を負わないものとする。

2 会員間の問題に関して、本会は一切の責任を負わないものとする。

第16条 合意管轄

本規約に関する準拠法は日本法とし、本規約について訴訟提起の必要が生じた場合には、三重地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

第17条 協議事項

本規約の内容について協議が生じた場合や定めのない事項については、誠実に協議の上、円滑に解決を図るものとする。

以上、本会会員に本規約を適用するものとし、会員は本規約に同意し、遵守するものとする。